

第 2 章

赤ちゃんが生まれたら 子育てをむかえて



赤ちゃんが家族に加わると、これまでの生活が一変します。
お母さんはいろんなことに不安を感じるものです。
でも、不安があるのは当たり前。家族の力を借りたり、
育児相談などで解決していきましょう。

- 出生届・出生連絡票 P22
- 新生児訪問・家庭訪問 P23
- 乳幼児すくすく子育て相談 P24
- 子ども・子育て支援新制度 P25
- 保育所(園)・認定こども園 P26
- 幼稚園 P27
- 病後児保育 P28



赤ちゃんが生まれたら～ 出生届を出しましょう

生まれた日を含めて14日以内に、お父さんまたはお母さんが本籍地か住所地、または出生地の役所に届けてください。洲本市内の届出窓口は、市役所1階市民課(本庁舎)、窓口サービス課(五色庁舎)または由良支所です。



届出に必要なもの

- 出生届 ○母子健康手帳 ○届出人の印かん(朱肉を使用するもの)
- 国民健康保険証(加入者のみ)

※子どもの名に使える漢字は、常用漢字か人名用漢字です。

文字検索は「戸籍統一文字情報(法務省ホームページ)」をご覧ください。

※平日の夜間や休日、市役所日宿直に届出をすることができます。

ただし、夜間休日は出生届の受付のみとなりますので、その他の申請は開庁時にお越しください。

お問い合わせ先 >>

市民課 / 市民係

22-7926

申請が必要なもの	手続きの時期	届出先など
出生届	生まれた日を含めて14日以内	本籍地・住所地・出生地の役所
出生連絡票	出生後できるだけ早く	母子健康手帳別冊についている「出生連絡票」を郵送してください。
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	子ども子育て課→P72参照
乳幼児等医療費助成	健康保険証交付後できるだけ早く	保険医療課医療係→P73参照
おむつ用 ゴミ袋の支給	児童手当の申請時等 公務員の方は、出生後できるだけ早く	子ども子育て課(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所→P73参照
健康保険の加入	国民健康保険： 生まれた日から14日以内 国民健康保険以外の方は勤務先等で確認	国民健康保険加入の場合：保険医療課国民健康保険係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所 職場等の健康保険加入の場合：勤務先に確認
出産祝金	第2子以降：出生の日から1年以内	魅力創生課へ→P79参照
出産育児一時金	出生後できるだけ早く	国民健康保険加入の場合：保険医療課国民健康保険係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所 職場等の健康保険加入の場合：勤務先に確認→P79参照

子育てをむかえて

楽しみにしていた赤ちゃんとのご対面も終わりました。いよいよ子育てのはじまりです。初めてのママやパパも、初めてじゃないママやパパも、気軽に相談してくださいね。



新生児訪問・家庭訪問・育児支援事業

◆新生児訪問

母子健康手帳にある「出生連絡票」を健康増進課宛に投函してください。産後28日以内に助産師・保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの体調をうかがい育児相談をお受けします。

◆家庭訪問

育児について不安があるとき等ご自宅でゆっくりと保健師等が相談をお受けします。

お問い合わせ先 >>

健康増進課

22-3337

◆こんにちは赤ちゃん訪問

安心して子育てができるよう、新生児訪問でお会いできなかった生後4か月までのお子様のいるご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を直接お届けしながら、育児の不安や悩みなどをお聞きします。

◆育児支援家庭訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問支援者が訪問して、育児に関する指導や援助などを行います。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333





育児のことを一人で抱え込まず、
一緒に話し合っってホッと一息ついてみませんか。

乳幼児
すくすく子育て相談
(要予約)

日 時：第2金曜日 9時30分～11時〈予約制〉
場 所：健康福祉館(みなと元気館)
対 象：0歳児から6歳児(就学前)まで
内 容：身体計測、育児・栄養相談
スタッフ：保健師・助産師・栄養士・
歯科衛生士・保育士
※詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

健康増進課

22-3337

産後ケア事業

出産後に赤ちゃんのいる生活に慣れるために、経験豊富な助産師がお母さんをサポートしてくれます。育児に関する不安やお母さんの体調について、ゆっくり相談でき、しっかり休息することで産後の回復や安心して育児に臨めるようにサポートします。

対象

市内に住所を有する産婦(産後1年以内の者)で、家族等から十分な育児や家事等の援助が受けられない方。

場所

笑顔母乳相談室・聖隷淡路病院

メニュー

通所型・訪問型・宿泊型 ※合わせて14日間以内

自己負担

通所型(1日1,980円)・

訪問型(1日2時間以内1回1,320円)・

宿泊型(1泊2日6,600円)



お問い合わせ先 >>

母子健康包括支援センター

22-3337

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

認定による区分

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する際に、教育・保育給付にかかる「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定には3つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	有り	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

※子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合には、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の子どもの保育料、また、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育料は無償です。保護者の方の手続きは必要ありません。

※年齢は4月1日時点の年齢です。

※①私立幼稚園、②幼稚園や認定こども園の預かり保育、③認可外保育施設等を利用する場合には、無償化の手続きが必要です。詳しくは、子ども子育て課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333

お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266



保育所(園)・認定こども園



保育所(園)・認定こども園(2号・3号)は就学前までの乳幼児を対象として、保護者が働いている、出産や病人の看護をしているなど、常時、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりする施設です。



申込み

- 保育利用(2号・3号)の申込みは、10月下旬から11月上旬に受付します。
- 10月ごろの広報等でお知らせします。
- ※年度途中からの利用については、子ども子育て課へお問い合わせください。
- ※認定こども園(1号)の利用申込みは、時期が異なる場合がありますので各施設へお問い合わせください。

保育料

- 子どもの年齢、保護者の所得に応じて保育料を決定します。
- 3歳児以上の保育料は無償です。給食費や行事費等は保護者負担となります。
 - 3歳未満児は、小学校就学前の範囲で保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。
 - ※無償化に関することは、P.25(前頁)を参照ください。
 - ※所得等の要件によっては、小学生以上の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。

延長保育について(実施施設はMAP参照)

- 保護者の勤務時間の状況により、延長して保育します。
- 延長保育時間及び延長保育料は各施設までお問い合わせください。

一時預かり事業(実施施設はMAP参照)

- 一時的に家庭保育が困難になったとき(保護者の疾病等)に、一時的にお子さんをお預かりします。
- 対象児童 保育所等に通っていない児童で、就学前の児童。
 - 一時預かり及び一時預かり保育料は各施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333



幼稚園



手続き

○入園を希望する幼稚園で入園願書を受け取り、必要事項を記入のうえ、幼児同伴で、その幼稚園に提出してください。○願書は、10月中旬ごろから配布します。
※園児1人に対し複数の幼稚園に願書を提出できません。

入園の条件

保護者と同居している幼児 ※希望者が募集人員を超えた場合は抽選とします。

保育料

無償

お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266



子育て支援保育料助成事業

[保育所(園)・認定こども園]

事業の趣旨

子育てで家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、保育所(園)等に通うお子さんの保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

対象世帯

保育所(園)・認定こども園等に通うお子さんがいる世帯。
※助成金の交付は、保育料に未納が無い方に限ります。

助成金額

○第1子と第2子以降で助成金額及び世帯の所得制限等が異なります。
詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333





病後児保育事業

病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ一時的にお預かりし保育を行います。



対象児童（下記すべてに該当する児童）

- 市内に居住し、又は市内の幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童
- 病気の回復期にあり、医療期間に入院して治療を受ける必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難であると医師が認めた児童
- 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

対象となる病気やけが

- 「風邪」や「下痢」など、子どもが日常にかかると病気
- 「水ぼうそう」、「風しん」などの感染性疾患
- 「ぜんそく」などの慢性疾患
- 「熱傷」、「骨折」などの外傷性疾患

※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないことがありますのでご了承ください。

実施施設

洲本市立なのはなこども園内（病後児保育専用スペース）

利用定員：1日3名まで（予約状況によりお預かりできない場合があります。）

利用時間：午前9時～午後5時（平日のみ）※連続する5日以内とする。

休業日：土、日曜日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）

利用料金

1人あたり1日2,000円（別途、食事代その他実費がかかります。）

ご利用にあたって

あらかじめ、利用登録し、かかりつけ医などに受診し、入院・加療の必要はなく、病後児保育室での保育サービスの利用が可能であると判断した場合に利用できます。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333

お問い合わせ先 >>

なのはなこども園

24-7087

A large grid of 20 columns and 20 rows of small dots, intended for recording or drawing.

記録のページ 最近のお子さんの毎日の様子を記しておきましょう。
また、写真やお子さんの描いた絵などを貼っておくと、思い出になります。







